

第 217回通常国会

村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.15

2025 年 5 月 22 日（木）経済産業委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。5月22日(木)の経済産業委員会で GX 推進の改正法案に対する質疑を行いました。GX 推進法は 2023 年 4 月に成立したのですが、今回は排出量取引や化石燃料賦課金など、CO₂の排出抑制を促すための仕組みを定めるための改正となっています。



1. GX推進法成立から2年が経過。この間の進捗状況は？ 世界情勢の変化をどうとらえている？

【政府答弁】

- ・GX は官民合わせて 150 兆円規模の投資を実現する構想であり、大型電炉化やペロブスカイト太陽電池などにすでに 14 兆円規模の支援が示されている。
- ・世界全体で脱炭素に向けて取り組んでいく必要性や方向性は変わらない。日本の GX 技術への国際的な期待が高く、日本は中長期的にぶれずに取り組むべきと考える。

2. 原料用石炭は、化石燃料賦課金が導入されても課税免除される？ 賦課金の価格はいくらになりそう？

【政府答弁】

- ・石油石炭税で免除措置が講じられている鉄鋼、コークス、セメントの製造に用いる石炭について、化石燃料賦課金においても免除措置を講ずるべく、詳細の検討を進めていく。
- ・民間シンクタンクの試算をした結果では、二〇二八年度の導入当初の賦課金の価格水準は、ガソリン価格換算でリッター当たり一円未満の範囲と見通されている。

3. カーボンリーケージは防がなければいけない。懸念される産業への措置は検討している？

【政府答弁】

- ・製造拠点の国外移転リスクの高い事業者については、排出枠が不足する場合は追加で無償割当てを行うなどの措置を講じていく。
- ・どの業種が対象になるかや、具体的にどういう基準で追加割当てを行うかの詳細についてはまだ示せないが、産業競争力への影響などを考慮しつつ、諸外国の制度も参照しながら、今後固めていきたい。

※詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。



1. GXの進捗状況と世界情勢の変化

【課題認識】

・GX推進法が成立した2023年4月当時から、世界情勢は大きく変化している。日本のGX推進に影響を及ぼしてはいないか？

村田：二〇二三年にGX推進法が成立した当時の見込みと比較して、現在の我が国のGX実現に向けた進捗状況をどのように認識しているか。エネルギーの量、価格両面での不安定化や、米国のパリ協定からの再離脱、米国の関税措置等の国外の情勢変化が我が国のGX推進戦略に与える影響、こうした情勢変化を踏まえたGX推進戦略について伺う。
武藤経済産業大臣：GXの進捗状況については、GX経済移行債を活用した二十兆円規模の先行投資支援のうち、既に約十四兆円の支援規模の見通しを示している。こうした政策によって、鉄鋼業における高炉から革新電炉への転換や、ペロブスカイト太陽電池の開発、社会実装を始め、大規模な投資が進み始めている。海外の状況では、トランプ政権によるパリ協定の脱退はあったものの、世界全体で脱炭素に向けて取り組んでいく必要性や方向性は、変わらないと認識している。GXの実現に向けては中長期の視点でぶれずに取り組むことが重要であり、官民で施策の具体化を進め、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指してまいりたい。

村田：今回の法律案は、GX推進法及び資源有効利用促進法の二つの法律を一つの法律案として改正をするものだが、そうした理由は何か。

政府参考人：GX推進法に基づくカーボンプライシングは、炭素価格の姿をお示しして、予見可能性を高めることで企業に早期にGX投資を行うインセンティブを与えるものである。また、資源法は、天然資源の投入量の削減を通じて、製造プロセスにおけるエネルギーや二酸化炭素の排出量を抑制する、GXを推進する上でも重要な役割を果たす。こうした政策的な一体性があることに加え、条文上の牽連性があること、それから附帯委員会が同一であることから、今回束ね法案として提出させていただいた。

2. 化石燃料賦課金の検討状況について

【課題認識】

・代替原料のない製鉄やセメント等に使用する石炭は、現在、石油石炭税の減免措置を受けている。新たに導入される化石燃料賦課金でも同様の扱いとなるのか？
・カーボンニュートラル達成に向けて、今後企業が設備投資を行うには、先行きの見通しが立つことが必要。

村田：GX二〇四〇では、石油石炭税と同一の扱いを化石燃料賦課金に講ずるべく、詳細設計の検討を進めていくとされているが、足元の検討状況は？鉄やコークス、セメントの原料として使う石炭については、石油石炭税が免除されているが、化石燃料賦課金についても免除となるのか。

武藤経済産業大臣：本年二月に閣議決定したGX二〇四〇ビジョンでは、化石燃料賦課金について、石油石炭税において措置されている減免等と同一の扱いが講じられるよう検討を進めていくこととしている。石油石炭税と類似の制度である化石燃料賦課金でも、同様の観点での検討は必要と考えており、石油石炭税で免除措置が講じられている鉄鋼、コークス、セメントの製造に用いる石炭について、化石燃料賦課金においても免除措置を講ずるべく、詳細の検討を進めていく。

村田：企業は、二〇五〇年カーボンニュートラルへの投資を決断する上で、国からの支援や化石燃料賦課金、排出量取引の負担はどうなるかを想定して今後の事業計画を立てていくため、事業者の予見可能性の確保が産業の発展にも重要だと思う。化石燃料賦課金

について、導入初年度となる二〇二八年度の価格水準及びその後の見通しを示すことが必要だと思うがどうか。

政府参考人：化石燃料賦課金の各年度の価格水準は、二〇二二年度の石油石炭税収からの差分などを基礎として設定することとなっている。導入開始時は、石油石炭税収の減収幅は大きくないため低い価格水準となり、GXの進展により化石燃料の使用量が減少し、この税収の減収幅が大きくなる中で、それに応じて徐々に価格水準が上がっていくことを想定した制度設計となっている。民間シンクタンクが一定の仮定の下に試算をした結果では、二〇二八年度の導入当初の価格水準は、ガソリン価格に換算した場合でリッター当たり一円未満の範囲であると見通されている。予見性、透明性は大変重要なため、二〇二八年度の税収見通しが明らかになり次第、可及的速やかに価格水準を示すことができるよう準備をしていきたい。

村田：化石燃料賦課金については、石油石炭税のほか、揮発油税、軽油引取税、航空機燃料税、石油ガス税、電源開発促進税など、化石燃料に関連する税制との重複を整理すべきといった意見があるがいかがか。

政府参考人：指摘のように燃料課税にはいろいろあるが、化石燃料賦課金とは措置の目的、手法、用途などが異なるものであり、重複するものではないと認識している。賦課金が事業者や国民にとって恩恵があるものになるように適切に制度は運営をしていきたい。

3. カーボンリーケージをいかに防ぐか

【課題認識】

- ・CO₂ 排出規制をあまりに強くすると、基準をクリアするために規制の緩い国への生産拠点の移転や、生産量を落とすことにつながりかねず、世界全体のCO₂ 排出量はかえって増えかねない。

村田：規制の緩い地域への生産拠点の移転や、規制地域外からの輸入が増加し、CO₂を多く出した安い製品が入ってくることで日本のメーカーが立ち行かなくなることは絶対避けられないといけない。追加割当てを行う業種や、カーボンリーケージに該当する事業者への措置など、排出量取引制度の詳細についてどのような検討が行われているか。

政府参考人：指摘のとおり、産業競争力、国内雇用の維持強化や世界全体での排出削減の実現の観点から、カーボンリーケージが回避される制度設計にすることが重要である。今回導入する排出量取引制度は、業種ごとに目指すべき水準を定めるベンチマーク方式を基本とし、その水準に相当する排出枠を企業に無償で割り当てることとしている。これにより、業種特性による排出削減の難易度やそれを解決できるまでの時間軸、代替技術の有無などを考慮した排出枠の割当てが可能となるだけでなく、割り当てられた排出枠の範囲内で排出量を抑制することができれば排出枠を追加調達する負担は生じない。

加えて、産業の国外移転を防止し、成長分野に対する国内投資を促進するような制度設計とするために、製造拠点の国外移転リスクの高い事業者については、排出枠が不足する場合は追加で無償割当てを行うなどの措置を講じていく。

こうした点を、昨年度、内閣官房に設置したGX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループにおいて、多排出産業を中心に産業界から集中的にヒアリングを行った上で検討してきている。どの業種が対象になるかや、具体的にどういう基準で追加割当てを行うかの詳細についてはまだお示しできる段階にはないが、産業競争力への影響などを考慮しつつ、諸外国の制度も参照しながら、今後、産業構造審議会で技術的、専門的な議論も行いながら固めていきたい。

以上